

2018年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の（設例）を読んで、問に答えなさい。（配点：100点）

（設例）

A社は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき産業廃棄物処理業の許可を受けた後、B町（C県にある）の土地における産業廃棄物最終処分場（以下「本件処分場」という。）の設置につき廃棄物処理法15条に基づきC県知事の許可を受けた。A社は、C県条例（以下「条例」という。）にしたがい、2007年になってB町との間で本件処分場についての公害防止協定（以下「協定」という。）を締結した。協定は、本件処分場の設置場所と施設の規模等を定めるとともに、その使用期限を「2015年12月31日まで。ただし、それ以前に埋立て容量に達した場合はその期日までとする。」と定め、「A社は上記期限を超えて産業廃棄物の処分を行ってはならない。」と定めていた。しかし、A社が協定に反した場合にB町がとりうる措置については、条例上も協定上も何ら定めが置かれていなかった。

その後、A社は2016年になっても本件処分場を使用し続けていたため、B町ではA社に本件処分場の使用をやめさせるための方策を検討することとした。

[問]

B町は以下の（1）～（4）の措置をとることができるか、具体的に理由を述べて説明しなさい。

- （1）A社を被告として本件処分場使用の差止めを求める民事訴訟の提起
- （2）行政代執行法に基づく行政代執行
- （3）行政上の義務履行確保の手段としての執行罰（過料）の賦課
- （4）A社の公害防止協定違反の事実の公表

（参考）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（産業廃棄物処理施設）

第15条1項 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。